

福相小学校いじめ防止基本方針

1. はじめに

いじめは、人間として絶対に許されない行為であり、いじめられた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

いじめは、「どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである。」との認識に立ち、いじめを許さない集団づくりを通して、いじめ問題の未然防止を図るとともに、いじめのサインを早期に発見し、早期に対応することが大切である。また、すべての児童が安心して学校生活を送り、自分の夢の実現に向かって様々な活動に自律的に取り組むことができるよう、学校を含め、地域社会全体でいじめ問題に取り組むことが重要である。

このため、いじめ問題の克服に向け、いじめ防止等の基本的な方向を示す「いじめ防止基本方針」を定め、いじめ防止等のための取組を効果的に推進する。

2. いじめ問題に対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」を、いじめ防止対策推進法第2条に基づき、次のとおり定義する。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめ問題に関する認識

① 「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識に立つこと。

どのような社会にあっても、いじめは許されない、いじめる側が悪いという認識に立ち、毅然とした態度で指導すること。

② 「いじめられている児童を守りきること。どんなことがあっても自らの命を絶ってはいけな いこと。」を伝え、いじめられている子どもの心に寄り添った指導を行うこと。

子どもの悩みを親身になって受け止め、子どもの発するサインをあらゆる機会を捉えて鋭敏に察するよう努めること。その際、いじめであるか否かの判断は、あくまでもいじめられている子どもの認識の問題であるということを銘記し、表面的・形式的な判断ですませることなく、いじめられている子どもの立場に立って細心の注意を払い、心に寄り添う指導を行うこと。

③ 家庭教育が果たす役割

いじめ問題の未然防止のためには、家庭教育も極めて重要な役割を担っている。家庭の中での深い愛情や精神的な支え、信頼に基づく厳しさ、親子の会話やふれあいを通して良好な人間関係の基盤づくりが行われる。併せて、善悪の判断などを身に着けさせることも重要である。

④ 学校教育が果たす役割

一般に、いじめは学校生活において、弱者、集団とは異質なものを攻撃したり排除したりする傾向の中で発生することが多いことから、個性や差異を尊重する態度やその基礎とな

る新しい価値観を育てる指導の徹底とともに、道徳教育、心の教育を通してかけがえのない

生命、生きることの素晴らしさや喜びなどについて指導すること。

⑤学校、家庭及び地域の連携

いじめの解決に向けて関係者のすべてが、子ども一人一人の豊かな成長への願いを共有しながら、それぞれの立場から一体となって取り組み、その責務を果たすとともに、学校、PTA及び地域等が連携し、地域社会全体で児童を見守り育てる。

3. いじめの防止対策の基本的な考え方（未然防止のための取組）

「暴力を伴わないいじめ」に関しては、ほとんどの児童が被害者としてばかりでなく、加害者としても巻き込まれ、同一年度中でさえ児童が入れ替わりながら次々に経験している。（国立教育政策研究所追跡調査）また、目につきにくいことの多い「暴力を伴わないいじめ」の場合、発見してから対応するという姿勢では、手遅れになることが少なくない。つまり、すべての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして全員を対象として『未然防止の取組』を行うことが重要である。

未然防止の基本は、すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことから始まる。

居場所づくりや絆づくりをキーワードに学校づくりを進めていくことにより、すべての児童に集団の一員としての自覚や自信がはぐくまれるならば、いたずらにストレスにとらわれることは減り、互いを認め合える人間関係・学校風土を児童自らが作り出していくことができる。つまり、日々の学校生活の改善から未然防止は始まる。

児童にストレスをもたらす最大の要因は、友人にまつわる嫌な出来事、次いで人に負けたくないという過度の競争意識であり、勉強にまつわるいやな出来事が続く。（国立教育政策研究所追跡調査）

- * 「居場所づくり」：学級や学校を児童の居場所になるようにすること。様々な危険から子どもを守るという安全はもとより、そこにいることに不安を感じたり、落ち着かない感じを持ったりしないという安心感も重要である。
- * 「絆づくり」：教師が居場所づくりを進めているという前提のもとで、子ども自らが主体的に取り組む活動の中で、互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりできること。子ども同士と一緒に活動することを通して自ら感じ取っていくものが「絆」であり「自己有用感」であるので、「絆づくり」を行うのはあくまで子ども同士である。教師が直接に「絆づくり」に関与すること、直接に「自己有用感」を与えることはできない。ただ、そのための「場づくり」はできるし、すべての児童が活躍できる場を準備する必要がある。
- * 「自己有用感」：単なる自己肯定感や自己存在感ではなく、相手からの好意的な反応や評価があって感じることでできる自己の有用性のことを「自己有用感」という。
- * 「レジリエンス」：逆境を乗り越えるために使う心理的なたくましさの源であり、ストレス度の高い体験から自分の大切な心や自尊心を守る緩衝材としての役割を果たすものである。子どもたちのある行動や目標に対して「自分ならやればできる！努力すれば乗り越えられる。」と感じる“自己効力感”を高めることが、「レジリエンス・マッスル」を鍛えていくことになる。そのために、直接的達成体験をもつことや、代理体験（うまくいっている人の行動を観察する）をすることや、他者からの励ましを受ける場を設けることで自己効力感を育成していく。

（1）いじめの早期発見・早期対応

計画的なアンケート調査や個人面談を進めるとともに、日常的な実態把握により児童理解を深め、いじめのサインを見逃さず、早い段階で適切に対応するなど、いじめの早期発見・早期対応に取り組む。→いじめアンケート・個人面談の実施

（2）わかる授業づくり（基礎・基本の充実）

学校で過ごす一番長い授業が児童のストレスを高めていないか、授業中に児童の不安や不満

が高められていないかが、授業改善の大きなポイントである。すべての児童が授業に参加できる、授業場面で活躍できるための授業改善は、学力向上、いじめをはじめとした生徒指導上の諸問題の未然防止にもつながる。だからこそ、“わかる授業づくり”をすすめることから始めなければならない。→校内授業研究（小中連携）

(3) 学習規律の確立

チャイム席、正しい姿勢、発表の仕方や聞き方等の指導→統一した「規律づくり」の指導

(4) 集団づくり、社会性の育成

児童自らが人と関わることの喜びや大切さに気づいてくこと、互いに関わり合いながら絆づくりを進め、他人の役に立っている、他人から認められているといった自己有用感を獲得していくことができるよう、年間を通じて社会体験や交流体験を計画する。→年間計画の作成

(5) 児童の主体的な活動の支援

児童会活動の中で、「いじめ撲滅キャンペーン」等の活動を行うなど、児童の主体的な活動を支援し、いじめのない学校をめざして取り組むことが重要である。→児童会執行部との連携

(6) いじめ問題（「なにがいじめなのか」「いじめはいけない」ということなど）の指導

児童の人間関係のトラブルが起きやすい時期（4月下旬、9月上旬）をふまえ、「いじめ問題」について道徳や学級活動などで指導する。→道徳、特別活動年間計画の作成

4. 早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさない）ための手立て

(1) 児童のささいな変化に気づくこと

(2) 気づいた情報を確実に共有すること

(3) （情報にもとづき）速やかに対応すること

児童の気になる変化や気になる行為があった場合、5W1H（いつ、どこで、だれが、だれと、何を、どのように）をメモし、朝会や暮会等で報告する。目撃情報をもとにその後の対応を考える。ささいな情報を放置したり、勝手に問題がないと判断したりしないよう「早期認知」「早期対応」を心がける。

そのために、児童の表情や様子の観察、児童の会話、日記、保護者からの相談、いじめアンケート、個人面談、24時間いじめ相談ダイヤルなどを積極的に活用する。→いじめアンケート・個人面談（年3回実施）

(4) いじめ発見のポイント

- ・理由もなく、一人で朝早く登校する。一緒に登下校する。友人が違ってくる。
- ・表情が暗く、どことなく元気がない。挨拶をしなくなる。
- ・教職員と視線を合わせなくなる。
- ・特に用事もない（と思われる）のに、教職員に近づいてくる。
- ・体調不良（頭痛、腹痛、吐き気等）を訴える。
- ・欠席、遅刻、早退の理由を明確に言わない。
- ・発言すると、嘲笑されたり、はやし立てられたりする。
- ・周囲の状況にかかわらず、一人でじっとしている。
- ・道具等の忘れ物が目立つ。
- ・持ち物がなくなったり、壊されたり、隠されたりする。落書きがある。
- ・感情の起伏が激しくなり、動物やもの等に八つ当たりする。
- ・衣服に汚れや破れが見られたり、手足や顔に傷や打撲のあとがあったりする。
- ・学校に行きたくないと言い出したり、通学時間になると腹痛等身体の具合が悪くなったりする。
- ・家庭から品物、お金が無くなる。あるいは、使途のはっきりしないお金をほしがる。など

5. いじめ問題の解決のために

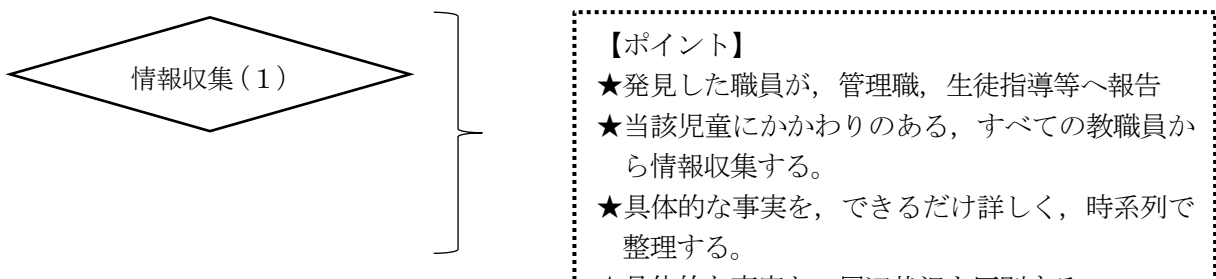
(1) いじめ問題の取組に対する教職員の在り方

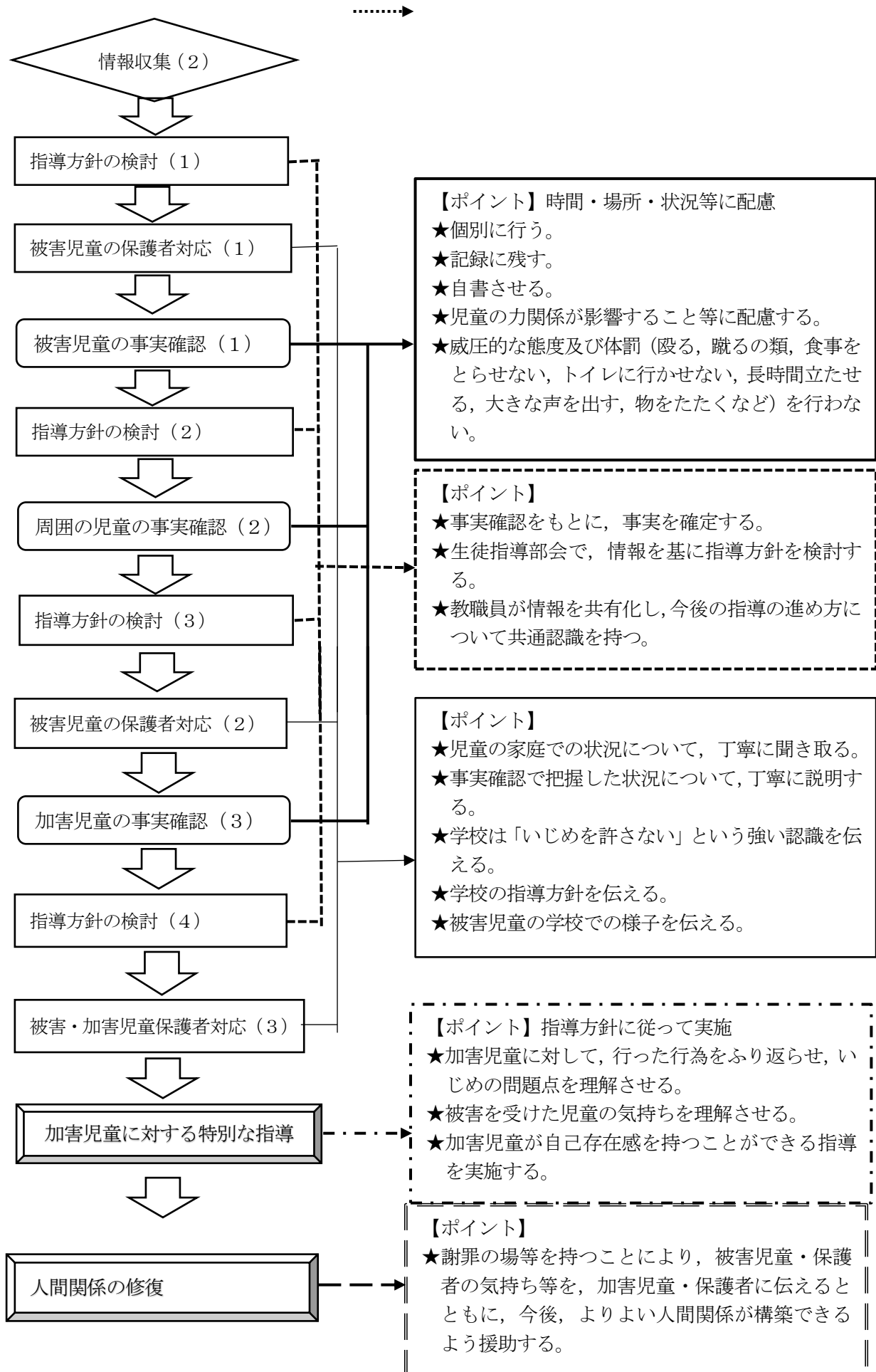
- ①「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識に立ち日々の教育活動にあたること。
- ②いじめられている子どもの立場に立った指導を行うとともに、いじめられている児童を守り通す姿勢を示すこと。
- ③児童，保護者，地域の信頼が得られるよう，教職員としての自覚と責任を持った指導を行うこと。
- ④いじめ等の訴えが児童，保護者等からあった場合は，まず謙虚に耳を傾けるとともに，事実関係の把握を正確かつ迅速に行うこと。
- ⑤いじめ問題の解決にあつたては，教職員等が一人で抱え込むことなく，報告，連絡，相談，確認を確実にいき，複数で対応すること。
- ⑥いじめをはじめとする問題行動等に対して，あらかじめ定められている指導基準に基づき，「してはいけない事は，してはいけない」と毅然とした粘り強い指導を行うこと。
- ⑦児童が教職員に悩みを打ち明けられるような，信頼される人間関係づくりを積極的に行う。

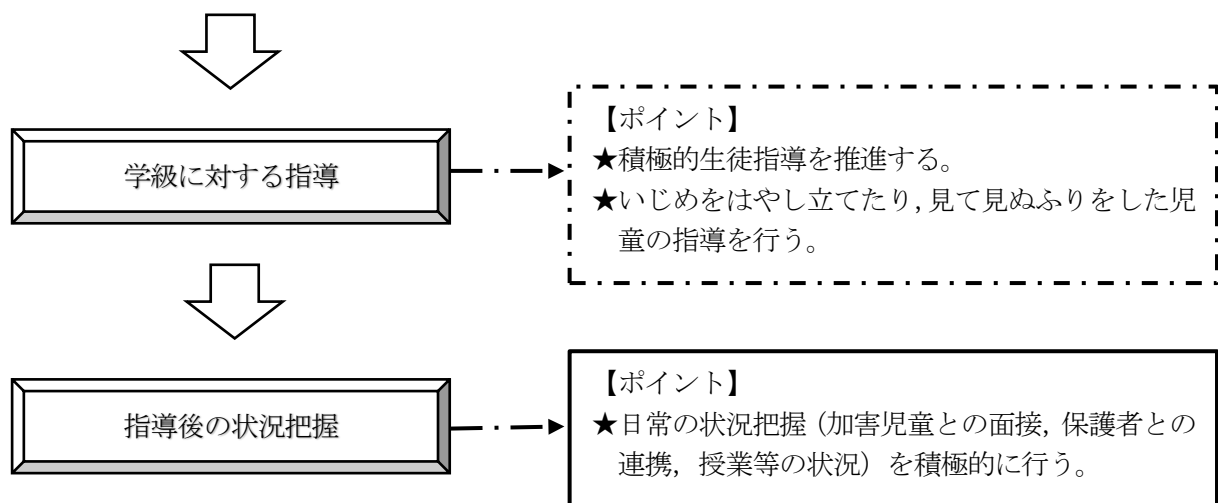
(2) いじめ問題の指導と留意事項

*いじめへの対応はスピードが大切！しかし，拙速な対応は事態を悪化させる！

6. いじめ問題の指導（いじめ対応フロー図）







7. いじめの防止対策のための組織

(1) 「いじめ防止委員会」

「いじめ防止基本方針」で示した“いじめ防止対策の取組”を進めるために「いじめ防止委員会」を設置する。「いじめ防止委員会」は、校長、教頭、教務主任、保健主事、研究主任、生徒指導主事で構成する。校長は必要に応じ、心理・福祉等の専門家、その他関係者を本委員会に加えることができる。

いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合は、「いじめ防止委員会」でいじめ問題の解消及び問題の再発を防ぐ教育活動を継続して行い、その後の経過を見守る。

「いじめ防止基本方針」に基づき、校長のリーダーシップの下、すべての教職員の共通理解のもと体系的・組織的な取組を進める。

いじめの疑いに関する情報

- いじめ防止対策推進法第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告（生徒指導上の諸問題集計票で報告）

① いじめの防止等に係る児童への指導

特に、「いじめの未然防止」と「早期発見・早期対応」に資する取組を進める

- ・わかる授業づくり（授業改善）にかかわる取組
- ・児童の友人関係、集団づくり、社会性育成などを目的とした取組
- ・いじめ問題に関する学習の取組
- ・いじめをなくす主体的な児童会の取組
- ・いじめの通報に関する指導

② 生徒指導体制及び相談体制の確立

- ・いじめ防止や早期発見に係るアンケートや定期的な個人面談の実施
- ・いじめ防止及びいじめ対応に係る職員研修の実施
- ・保護者や地域に対する啓発の取組
- ・いじめ防止等に係る相談窓口の設置
- ・児童理解を深める職員研修の実施
- ・必要に応じた外部専門家との連携

- ③ 警察への相談・通報
- ・いじめの加害児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず十分な効果を上げることが困難な場合や、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、教育委員会とも連携し、警察に相談して対処する。
 - ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある時は、直ちに警察に通報し、適切な援助を求める。
- ④ 重大事態発生時の対応
- ・重大事態が発生した場合、速やかに福山市教育委員会に報告するとともに、調査組織(プロジェクトチーム)を編成し、調査等の適切な取組を行う。

重大事態の定義 (いじめ防止対策推進法第 28 条 1 項)

- 学校の設置者に重大事態の発生を報告 (*設置者から地方公共団体の長に報告)
- ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」(児童が自殺を企図した場合等)
- イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査着手)
- *「児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき」

- ⑤ 各学期ごとに「取組評価アンケート」を実施し、いじめ基本方針に基づく取組内容の検証を行い、見直しを行う。

<別表>

いじめ対策年間指導計画

	教職員の活動	児童の活動	保護者への活動
4月	○いじめ防止基本方針についての検討(企画委員会) ○いじめ対策に関わる共通	○学級開き・学級ルールづくり(学級会活動) ○学校のきまり	○いじめ対策についての説明・啓発(PTA総会・学級懇談会)

	理解 ○児童に関する情報交換	○行事を通した人間関係づくり【1年生を迎える会・遠足】	○保護者との情報交換
5月	○児童に関する情報交換	○児童会「いじめ防止キャンペーン」 ○行事を通した人間関係づくり【運動会】	
6月	○児童に関する情報交換 ○いじめアンケート・個人面談	○人間関係作り（学級遊び）	○保護者との情報交換（学級懇談会）
7月	○児童に関する情報交換	○「取組評価アンケート」 ○行事を通した人間関係づくり【児童会選挙・水泳教室】	○保護者アンケート ○保護者との情報交換（地域別懇談会・個人懇談会）
8月	○1学期の取組の検証と見直し ○生徒指導に関する研修	○行事を通した人間関係づくり【野外活動】	
9月	○児童に関する情報交換	○児童会「いじめ防止キャンペーン」 ○行事を通した人間関係づくり【社会見学・修学旅行】	○保護者との情報交換（学級懇談会）
10月	○児童に関する情報交換		
11月	○児童に関する情報交換 ○いじめアンケート・個人面談	○行事を通した人間関係づくり【学習発表会・児童会行事】	
12月	○児童に関する情報交換 ○2学期の取組の検証と見直し	○行事を通した人間関係づくり【マラソン大会】 ○「取組評価アンケート」	○保護者アンケート ○保護者との情報交換（個人懇談会）
1月	○児童に関する情報交換	○行事を通した人間関係づくり【児童会選挙】 ○児童会「いじめ防止キャンペーン」	
2月	○児童に関する情報交換 ○いじめアンケート・個人面談	○「取組評価アンケート」	○保護者アンケート ○保護者との情報交換（学級懇談会）
3月	○児童に関する情報交換 ○年間の取組の検証	○行事を通した人間関係づくり【6年生を送る会】	